

地域生活支援事業における報酬単価・利用者負担の見直しについて

1 背景

全国一律の障害福祉サービスである自立支援給付については、3年ごとに定期的な見直しが行われている一方で、地域生活支援事業の日中一時支援、生活サポートについては平成18年度の制度創設以来、移動支援については令和2年度以外に見直しが行われていない。継続的かつ安定的なサービス提供のためには、定期的な報酬単価の見直しが必要であると考えられる。

なお、地域活動支援センターや相談支援事業、意思疎通支援事業、入浴サービス事業などについては事業委託等による運営であり、委託費等の見直しは行われている。

2 地域生活支援事業の報酬単価及び利用者負担に係る前回見直しの状況

H30.10.9 保健福祉審議会諮問 H30.11.21 答申

・地域生活支援事業の報酬見直しについては、介護給付・訓練等給付費（注：自立支援給付の一部）における報酬改定に係る基本的な考え方を踏まえつつ、報酬の見直しを行うことは妥当である。

・地域活動支援センター、生活サポート事業における利用者負担については、給付費の1割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めないという現行の仕組みを維持することが妥当である。

※答申をうけ、移動支援事業は令和2年7月に報酬改定

3 報酬単価の見直しの方向性

(1) 基本的な考え方

これまで自立支援給付の報酬単価が定期的（原則として3年毎）に改訂される一方で、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）の報酬単価は据え置かれてきた現状を踏まえ、今後は自立支援給付の報酬単価見直しにあわせて定期的に見直ししていくことが望ましいと考えられる。なお生活サポート事業については令和7年度に事業廃止を廃止する。

(2) 自立支援給付との類似性

自律支援給付と地域生活支援事業では、基準や提供内容に差異があることから、報酬単価の準用は難しい。一方で考慮すべき人件費・物件費割合等については類似性が高いと考えられることから、報酬単価の改定率は参照可能と考えられる。

事業名	類似事業	基準とする区分	基準年度	R 6 年度	上昇率
移動支援	同行援護	30 分未満	R 2 年度 184 単位	191 単位	3.8%
日中一時 支援	生活介護	区分 2 以下 定員 6 人以上 10 人以下 6 時間以上 7 時間未満	H18 年度 525 単位	668 単位	27.2%

(3) 各種加算の検討

第 1 回保健福祉審議会資料で比較した近隣区市では参考となる事例が少なかったため、都内 25 市及び隣接する新座市、練馬区の加算状況を以下にまとめた。

事業	加算内容	実施	最小値	最大値	平均値	中間値	最頻値
移動支援	グループ支援 1:2	9 市	55.0%	80.8%	69.9%	67.9%	70.0%(3/9)
	グループ支援 1:3	2 市	52.0%	58.8%	55.4%	55.4%	-
	早朝・夜間利用	6 市	105.3%	125.0%	121.1%	115.1%	125.0%(4/6)
	自動車利用	なし	(参考)大津市：13.3%				
日中一時	個別支援加算	12 市	142.9%	300.0%	229.0%	221.4%	200.0%(5/12)
	送迎	7 市	500 円	540 円	534.3%	520 円	540 円(6/7)
	日中活動サービス系と同一日利用	なし	(参考)さいたま市 同一敷地内の場合：6 時間未満利用の 50% 同一敷地外の利用の場合：6 時間未満利用の 80%				

(4) 報酬単価の見直し方法（案）

基本単価については現行の標準単価に（2）の上昇率を乗じる（10 円未満切り捨て）。

加算額については、基準単価の試算結果に最頻値を乗じる（10 円未満切り捨て）。

なお、自動車利用、日中活動系サービスと同一日利用に係る加算は参考事例

4 利用者負担の見直しの方向性

(1) 負担割合の検討（案）

利用者負担については、報酬単価の 1 割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めないという現行の仕組みを維持する。

(2) 訪問入浴サービスへの自己負担の導入（案）

自立支援給付による訪問介護や施設利用における入浴サービスを実施する際は、給付費の 1 割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めている。また他のサービス提供にかかる地域生活支援事業においても同様（除く：意思疎通支援）である。

このため類似サービス利用者との公平性の観点から、他の地域生活支援事業と同様の自己負担（報酬単価の 1 割・生活保護世帯及び住民税非課税世帯は免除）を導入する。